

別表第一 参考項目（第二十一条関係）

供用及び在地の存する工作物又は土地		施工の工事実施						影響要因の区分		環境要素の区分	
機械の稼働・覆土用機	在最終処分場の存在	護岸等の施工	造成等の施工	資材、機械及び作事に伴う副産物の運行による車両の運搬	建設機械及び作事に伴う副産物の運行による車両の運搬	建設船の稼働	建設機械の稼働				
埋水面	埋立上	埋水面	埋立上	埋水面	埋立上	埋水面	埋立上				
						○	○	○	酸化窒素	大気質	大気環境
							○		化物酸性		
○	○					○	○	○	粉じ等		
○	○					○	○	○	騒音	騒音	
○						○		○	振動	振動	
									悪臭	悪臭	
	○								汚水の	水質	水環境
			○	○					渦水の		
									有害物質		
		○		○					流れの下水	地下水	
		○	○	○					地形及び地質	地形及び地質	土壤その他の環境
		○	○	○	○				生息する種		動物
		○	○	○	○				重要な種		植物
		○	○	○	○				生態系		生態系
		○	○						景観		景観
		○	○						の活動の場	の活動の場	人と自然との触れ合いの確保
		○	○						と景観	と景観	として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						と資源並びに景観	と資源並びに景観	生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						と眺望	と眺望	人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						と点及び主要な眺望	と点及び主要な眺望	環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						と動の場	と動の場	環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						と自然との触れ合い	と自然との触れ合い	環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						と人との触れ合い	と人との触れ合い	環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						と建設工事に伴う副産物	と建設工事に伴う副産物	環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						メタノン	メタノン	環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素
		○	○						酸化二炭素	酸化二炭素	環境への負荷を用いて予測及び評価されるべき環境要素

## 十九八七六五四三

備考

二一  
イ  
ハ  
工事に関する内容

○印は、各欄に掲げる環境要素が、影響要因の区分の項に掲げる各要因により影響を受けるおそれがあるものであることを示す。  
 この表における「影響要因の区分」は、次に掲げる最終処分場事業における一般的な事業の内容を踏まえ区分したものである。

最終処分場の種類  
一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場とする。  
 地形  
陸上埋立又は水面埋立とする。

浸出液処理水の排出	廃棄物の存在・分解	廃棄物及び覆土材の運搬による船舶の運航		廃棄物及び覆土材の運搬に用いる車両の運行		浸出液処理施設の稼働
		水面	埋立	水面	埋立	
		○		○		
		○				
		○		○		
				○	○	○
				○		○
		○				
		○				
		○				
		○				
				○		
					○	
						○

二  
(1) 陸上埋立においては、準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成は切土工を主体として行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行う。  
 (2) 水面埋立においては、作業船を使用し、地盤改良、水中での杭打ち及び水面への土石の投入を行い、護岸築造を行う。また、主要施設及び附帯設備の設置工事に伴い、資材等の搬出入、建設工事に伴う副産物の搬出等を道路を経由し、又は、船舶を利用して行う。

二  
(1) 工作物及び供用開始後に行われる事業活動の内容  
 工作物として、擁壁その他の貯留構造物、地下水集排水設備、遮水工、雨水集排水設備、保有水等集排水設備、浸出液処理設備、通気装置その他の主要施設及び搬入管理設備、モニタリング設備、管理棟、管理道路、搬入道路、ごみ飛散防止設備、防災設備その他の附帯設備を有する。

二  
(2) 埋立てを行う廃棄物は、分解性有機物（プラスチックを除く）を含む。

二  
(3) 陸上埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用時は即日覆土を行う。

二  
(4) 水面埋立においては、埋立てを行う廃棄物を道路を経由して、又は、船舶を用いて搬入し、埋立供用時は一定水位を超えた時点から即日覆土を行う。

この表において「存在及び供用」とは、それぞれ最終処分場の存在並びに廃棄物の埋立ての用に供すること及び最終処分場の維持管理に関することう。

この表において「粉じん等」とは、粉じんばいじん及び自動車の運行又は機械の稼働に伴い発生する粒子状物質をいう。

この表において「有害物質等」とは、人の健康の保護に関する観点から環境基準が定められている物質をいう。

この表において「重要な地形及び地質」「重要な種及び群落」及び「重要な生息地」とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要である生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいう。

この表において「主要な眺望点」とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいう。

この表において「主要な眺望景観」とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する場合の景観をいう。

この表において「主要な人と自然との触れ合いの活動の場」とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいう。